

# アジア短期債券ファンド

追加型投信／海外／債券

愛称：

## アジさい



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (公債))	年1回	アジア	ファミリー ファンド	なし

上記の商品分類及び属性区分の定義については、下記社団法人投資信託協会のホームページでご覧頂けます。  
 <社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス <http://www.toushin.or.jp/>>

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。  
 この目論見書により行う「アジア短期債券ファンド」の募集については、発行者であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年9月15日に関東財務局長に提出しており、平成23年9月16日にその届出の効力が生じています。

- ・ ファンドに関する金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ・ 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者の意向を確認いたします。
- ・ 投資信託の財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。

■委託会社<ファンドの運用の指図を行う者>

### ユナイテッド投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第414号 設立年月日:1999年9月17日／資本金:11億5,500万円  
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:676億4,270万円(2011年7月29日現在)

■受託会社<ファンドの財産の保管および管理を行う者>

野村信託銀行株式会社

<照会先>ユナイテッド投信投資顧問

インターネットホームページ：<http://www.unitedinv.co.jp/>

お客様デスク：03-5542-7150（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで）

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

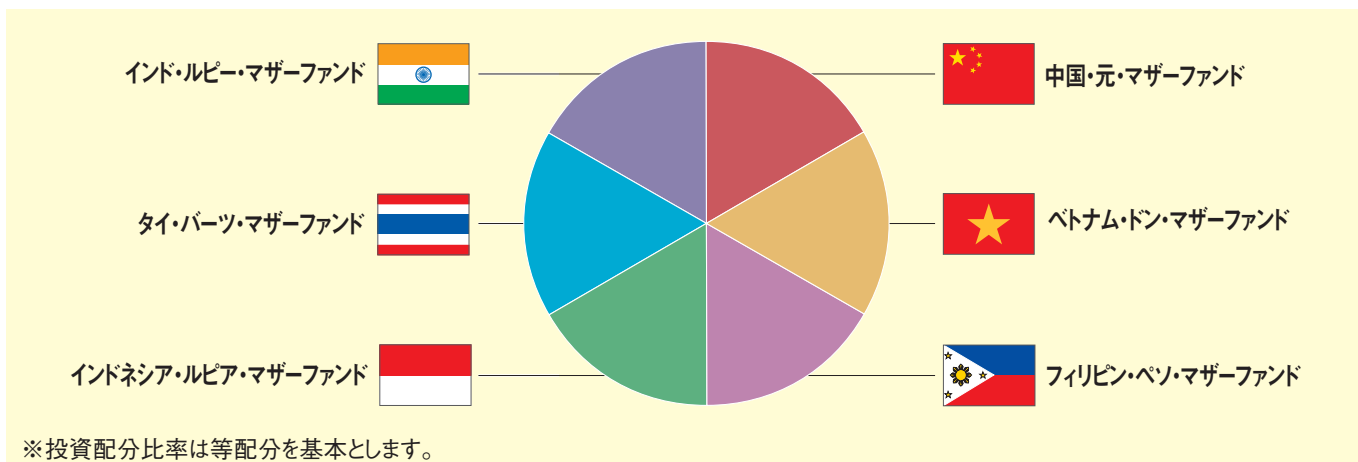
安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ■ ファンドの特色

- 1 マザーファンドへの投資を通じて、実質的にアジア6カ国の現地通貨建ての短期ソブリン債券等に投資を行い、安定した収益の確保および中長期的な信託財産の成長を目指します。
- 2 マザーファンド受益証券の合計組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 3 各マザーファンドへの投資配分比率は等配分を基本とします。また、半年毎に投資配分比率が等配分となるようにリバランスを行います。
- 4 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

(注) 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

## ■ マザーファンドの組入比率イメージ



## ■ ファンドの収益の源泉

アジア各国の現地通貨建て債券に投資した場合、日本の債券と比較して有利な金利収入に加えて、高成長による通貨の上昇(為替リターン)も期待できます。

### アジア各国の経済成長にリンクした収益機会

#### 金利収入

債券投資による安定した金利の獲得

日本に比べて有利な金利水準

- 旺盛な資金需要  
インフラ投資等の活性化
- インフレ抑制の必要性  
コモディティ価格の上昇



#### 通貨の上昇

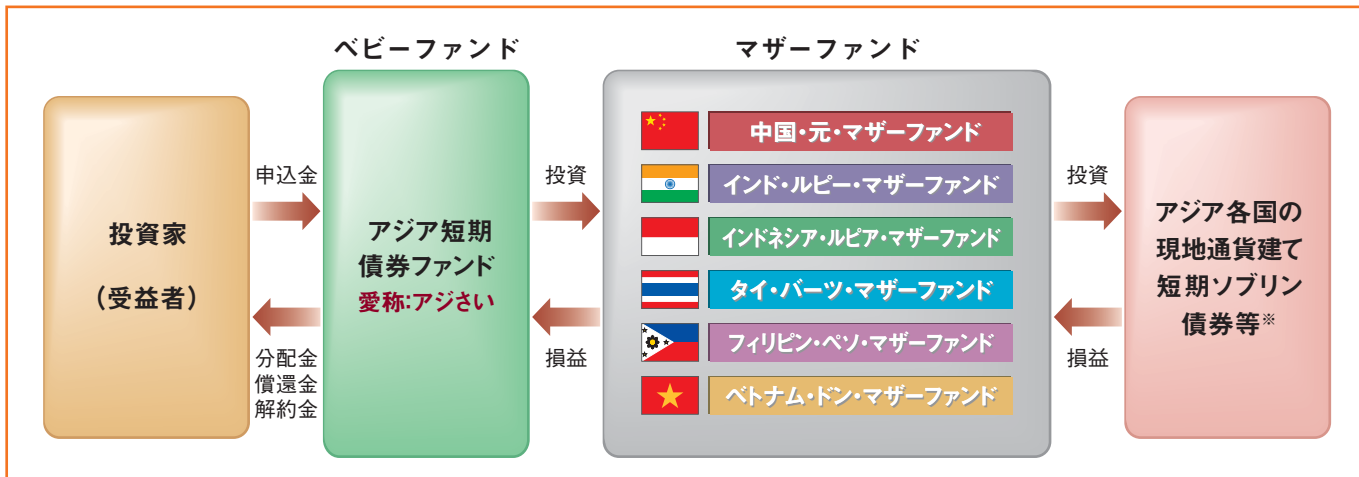
経済成長による通貨の上昇を享受

- 経済成長の3大要素
- 労働力  
低賃金かつ豊富な労働力
  - 資本力  
海外資本の流入
  - 技術力  
先進国の技術導入

# ファンドの目的・特色

## ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。  
ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



※現地通貨建ての債券に直接投資を行うことが困難または適当でないとは判断される場合には、ユーロ円債への投資または直物為替先渡取引の一類型であるノン・デリバブル・フォワード(NDF)等を通じて投資を行います。

## 主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券は除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## 分配方針

年1回(毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日))に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます)の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドは、主としてマザーファンドへの投資を通じて、実質的に外国の債券などの値動きのある有価証券等に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

### 金利変動リスク

当ファンドは、実質的に主として債券に投資をしますので、金利変動の影響を受けます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通されている債券の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが実質的に投資する債券価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、残存期間の長い債券の方が短い債券より金利の変動が債券価格に与える影響が高い傾向にあります。

### 為替変動リスク

当ファンドは実質的に外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他資産をいいます。以下同じ。)に投資しますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、当ファンドは原則として為替ヘッジは行いません。

### 流動性リスク

組入の有価証券を売却しようとする際に、市場規模や市場動向によっては、組入の有価証券が当初期待される価格で売却できず、基準価額が下落することがあります。

特に、当ファンドが投資する投資対象市場には新興市場が含まれています。当該新興市場の市場規模や取引量は成熟市場に比べて低い水準にあり、流動性の低さから投資を行う有価証券の価格については基準価額の変動が大きくなる可能性があります。また、市場の流動性の低さは投資を行う有価証券の売却価格または売却の容易性に悪影響を及ぼすことがあります。

### 信用リスク

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により、債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合には、当該発行体が発行する有価証券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。当ファンドの投資対象国の中には、制度上の規制、流動性および効率性の観点から現地通貨建ての債券に直接投資を行うことが困難または適当でないと判断される場合があります。そのような場合には、ユーロ円債への投資または直物為替先渡取引の一類型であるノン・デリバラブル・フォワード(NDF)等を通じて投資を行うことがあり、ユーロ円債の発行体もしくは直物為替先渡取引の取引相手先の信用リスクを負うこととなり、ユーロ円債の発行体もしくは直物為替先渡取引の取引相手先がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

### カントリーリスク

当ファンドは実質的に外貨建資産に投資しますので、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。当ファンドが投資する投資対象市場には新興市場が含まれています。新興市場では、法制・司法・当局による規制等が未だ整備途上の場合があり、当ファンドが投資するアジア各国の短期ソブリン債券等の投資・管理・運用に対する法令の適用や裁判機関・監督官庁の対応も不透明である可能性があります。かかる不透明さが当ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

## ■ その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドの運用状況について、パフォーマンス分析および評価ならびにリスクの管理を以下の委員会を設けて行っております。

- パフォーマンスの考査  
ファンドの運用状況については、パフォーマンス分析および評価の結果が投資委員会に報告され、審議を行います。
- リスクの管理  
コンプライアンス上のリスク、委託会社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、内部統制委員会に報告され、審議を行います。

# 運用実績

データ基準日：2011年6月30日現在

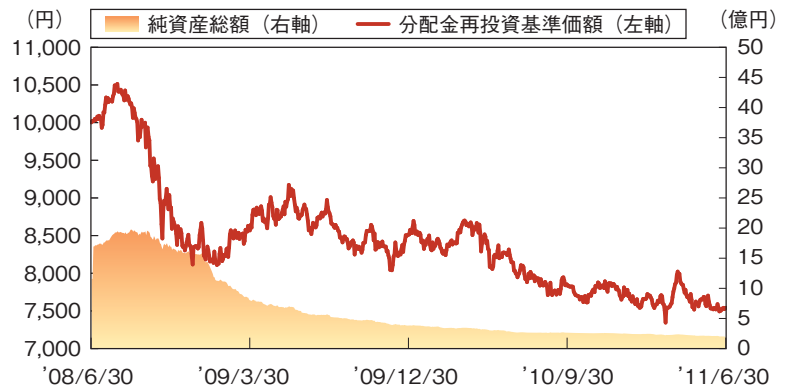
## 基準価額・純資産の推移

基準価額	7,453 円
純資産総額	1.9 億円

## 分配の推移

決算期	分配金
第1期(平成21年6月15日)	50 円
第2期(平成22年6月15日)	50 円
第3期(平成23年6月15日)	0 円
第4期(平成24年6月15日)	—
第5期(平成25年6月17日)	—
設定来累計	100 円

\*分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。



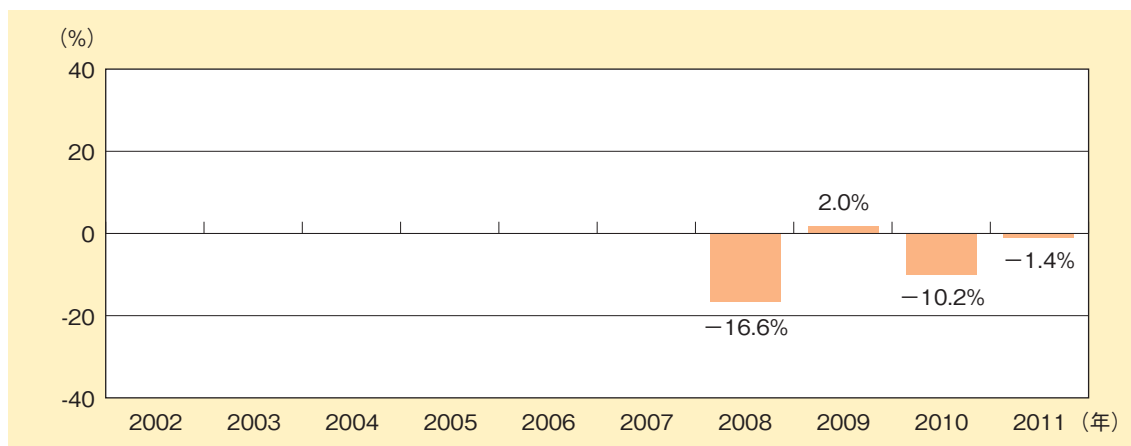
\*基準価額は税引前分配金を再投資したものとして計算しております。

## 主要な資産の状況

ファンドの内訳	比率
中国・元・マザーファンド	17.7%
インド・ルピー・マザーファンド	16.7%
インドネシア・ルピア・マザーファンド	17.6%
フィリピン・ペソ・マザーファンド	17.1%
タイ・バーツ・マザーファンド	15.1%
ベトナム・ドン・マザーファンド	15.9%
現金等	0.0%
合計	100.0%

\*ファンドの内訳は小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



\*当ファンドにはベンチマークはありません。収益率は税引前分配金を再投資したものとして計算しております。2008年は設定日(6月30日)から12月末までの収益率です。2011年は6月末までの騰落率です。

※ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	1口または1円単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額(1万口あたりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口または1円単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金(解約)受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額
換金代金	原則として換金(解約)受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後3時まで、販売会社が受け付けた分を当日のお申込み分とします。
購入・換金 申込不可日	以下の日においては、購入および換金(解約)のお申込みができません。 ・ニューヨークまたはロンドンの銀行休業日 ・ニューヨークまたはロンドンの各取引所の休業日
購入の申込期間	平成23年9月16日から平成24年9月13日 (期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上の換金(解約)請求は、正午まで にお願いします。
購入・換金 申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金(解約)申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限(平成20年6月30日設定)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回った場合、やむを得ない事情が発生した場合等には、事前に受益者の意向を確認し、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。
決算日	毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	ファンドの信託金限度額は1,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ◆ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用												
購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、上限を <b>3.15%</b> (税抜 3.0%)として、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。											
信託財産留保額	換金(解約)受付日の翌営業日の基準価額に対して <b>0.30%</b> の率を乗じて得た額を、換金(解約)時にご負担いただきます。											
投資者が信託財産で間接的に負担する費用												
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に <b>年1.3335%(税抜 年1.27%)</b> の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期間を最初の6ヵ月とその翌日から計算期間末までに区分した各期間の末日または信託終了のときに、信託財産から支払われます。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)</th> <th>年 1.3335% (税抜 年 1.27%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配分</td> <td>委託会社</td> <td>年 0.6300% (税抜 年 0.60%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年 0.6300% (税抜 年 0.60%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年 0.0735% (税抜 年 0.07%)</td> </tr> </tbody> </table>		当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)		年 1.3335% (税抜 年 1.27%)	配分	委託会社	年 0.6300% (税抜 年 0.60%)	販売会社	年 0.6300% (税抜 年 0.60%)	受託会社	年 0.0735% (税抜 年 0.07%)
	当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)		年 1.3335% (税抜 年 1.27%)									
	配分	委託会社	年 0.6300% (税抜 年 0.60%)									
販売会社		年 0.6300% (税抜 年 0.60%)										
受託会社		年 0.0735% (税抜 年 0.07%)										
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>配分</td> <td>委託会社</td> <td>年 0.6300% (税抜 年 0.60%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>販売会社</td> <td>年 0.6300% (税抜 年 0.60%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受託会社</td> <td>年 0.0735% (税抜 年 0.07%)</td> </tr> </tbody> </table>		配分	委託会社	年 0.6300% (税抜 年 0.60%)		販売会社	年 0.6300% (税抜 年 0.60%)		受託会社	年 0.0735% (税抜 年 0.07%)		
配分	委託会社	年 0.6300% (税抜 年 0.60%)										
	販売会社	年 0.6300% (税抜 年 0.60%)										
	受託会社	年 0.0735% (税抜 年 0.07%)										
その他の費用・手数料	<p>ファンドに関する有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および外国での資産の保管等に要する諸費用等、監査費用、印刷費用、郵送費用を信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※これらの費用等は、運用状況等により変動するため、料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。</p>											

### ◆ 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は平成23年7月31日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**U N I T E D**  
I N V E S T M E N T S